

平成 27 年度

教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行状況についての点検及び評価
(平成 26 年度対象)

築上町教育委員会

目 次

築上町教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価の概要	(3)
I 教育委員会の活動状況について	(4)
1 教育委員会の活動	(4)
(1)教育行政の運営に関する基本方針の決定及び教育委員会の活動に関する事	(4)
2 教育委員会が管理・執行する事務	
(1) 教育委員会規則等の制定又は改廃に関する事	(5)
(2)教育予算その他の議決を経るべき議案の原案の決定に関する事	(5)
(3)学校その他の教育機関の設置及び廃止に関する事	(5)
(4)教育委員会事務局及び教育機関の職員の任命その他の人事に関する事	(6)
(5)県費負担教職員の人事の内申に関する事	(6)
(6)教科用図書の採択の決定に関する事	(6)
(7)文化財の指定、保存、活用に関する事	(6)
II 教育施策の推進状況について	(7)
1 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	(7)
(1)確かな学力を育み、個性や能力を伸ばす学校教育の充実に関する事	(7)
(2)豊かな人間性や志をもってたくましく生きる力を養う教育の推進に関する事	(8)
(3)生涯学習社会の実現をめざす社会教育の推進に関する事	(14)
(4)特色ある町民文化の創造に関する事	(17)
(5)いきいきとしたスポーツクラブの創造に関する事	(19)
(6)人権尊重精神を育成する教育の推進に関する事	(20)

築上町教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価の概要

1 教育委員会評価について

教育委員会は、首長から独立した合議制の組織であり、同委員会が自ら立てた教育行政の基本方針に基づき、教育に係る広範かつ専門的な事務が確実に実施され、かつ充実を図ることが求められています。

平成 20 年 4 月から施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、自己点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務づけられました。

評価については、築上町教育委員会（以下「町教育委員会」という。）事務局に「教育委員会評価検討委員会」を設置し、その評価対象や評価方法等について議論を重ね、各課係において教育委員会評価のための資料整理を行い、町教育委員会において自己評価を行いました。なお、平成 26 年度分は、自己評価のみとします。

2 評価の対象

評価を基に、「町教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価報告書」としてまとめ、評価の概要等については、以下のとおりです。

評価の対象は、平成 26 年度中の町教育委員会としての活動及び事務執行分です。また、評価項目は、平成 26 年度築上町教育行政方針に基づき実施した事務事業や取り組みを対象に、各担当課の事業を踏まえて設定しました。

3 評価の詳細 別紙、各シートのとおり

各シートに「評価項目」を設定し、各項目に対する点検・評価について、自己評価を行いました。また、評価判断基準については、A（期待以上）、B（期待どおり）、C（やや下回る）、D（期待以下）に分けて評価を行いました。

※評価不可能な評価項目については、横線で表記しました。

4 評価対象期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

I 教育委員会の活動状況について

1 教育委員会の活動

評 価 項 目	点 検 ・ 評 価	自己評価
(1)教育行政の運営に関する基本方針の決定及び教育委員会の活動に関すること	○教育委員会を 16 回(臨時含む)実施し、教育行政に関する重要事項等について、適時適切かつ慎重に論議を行うことができた。 ○学力向上推進のための学校訪問では、授業・施設等の参観及び協議等を通して学校の実態を把握することにより、問題や課題等の解決を指導支援することができた。 ○会議以外の活動として、学校行事をはじめ各種行事や研修会への積極的な出席に努めた。そして、教育現場の実態把握や関係者との懇談・情報交換を行い、地域の実情に応じた施策を展開できるよう情報収集を行うことができた。 ○町教育行政の基本方針である『築上町教育施策』を定めるとともに、教育委員としての資質向上のため、研修会や講演会等を企画し、教員も積極的に参加することができた。 ○築城中学校の校舎建て替えに関して、必要な事項を協議するため築城中学校建替準備協議会を平成 27 年 2 月に立ち上げ、協議会を 3 回開催しそれに伴う先進地(宮若市、宮崎県新富町)の視察を行った。	A

2 教育委員会が管理・執行する事務

評 価 項 目	点 検 ・ 評 価	自己評価
(1) 教育委員会規則等の制定又は改廃に関する事	・ 築上町図書館条例施行規則の一部を改正 ・ 不祥事防止対策を目的とした検討委員会の設置等に関する実施要綱を制定 ・ 築城中学校建替準備協議会設置要綱の一部を改正 ・ 不祥事防止対策を目的とした検討委員会の設置等に関する実施要綱の一部を改正 ・ 築上町歴史民俗資料館運営委員会規則を廃止 ・ 築上町旧蔵内邸条例施行規則の一部を改正 ・ 築上町立小中学校に勤務する県費負担教職員の自家用車による公務出張に関する取扱要領を制定 ・ 築上町学校給食保存食補助金交付要綱を制定 ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則を制定 ・ 築上町教育委員会事務局庶務規程(平成18年築上町教育委員会訓令第1号)の一部を改正 ・ 築上町通級指導教室実施要綱の一部を改正 ・ 築上町スポーツ激励金交付基準の一部を改正	B
(2) 教育予算その他の議決を経るべき議案の原案決定に関する事	○予算その他議会の議決を経るべき議案の原案を決定する。 ・ 船迫窯跡公園条例の一部改正 ・ 築上町旧蔵内邸条例の一部改正 ・ 築上町奨学金条例の一部改正	B
(3) 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関する事	○特記事項なし	—
(4) 教育委員会事務局及び教育機関の職員の任命その他の人事に関する事	○教育委員会事務局員を任免した。 ○学校評議員を任免した。	A

評 価 項 目	点 検 ・ 評 価	自己評価
	○築上町奨学金運営審議会委員を任免した。 ○築城中学校建替準備協議会委員を任免した。 ○町雇用の嘱託・臨時職員を町広報誌で公募し、書類や面接等を通して、下記の職員を採用することができた。 (コミュニティーセンター館長、公民館長、一般事務職員、図書司書、学校事務員、給食調理員、用務員、介護員、英語指導員、パソコン指導員、常勤講師、非常勤講師、地域活動指導員等)	A
(5) 県費負担教職員の人事の内申に関する こと	○京築教育事務所管内の教育長会議での連絡事項や協議内容等を確認するとともに、県費負担教職員の人事の内申を行った。 県費教職員 135 名、県費講師 18 名	A
(6) 教科用図書の採択の決定に関する こと	○『教科用図書調査研究協議会』の答申及び「第 14 地区教科用図書採択協議会」の協議を受け、平成 27 年度から使用する小学校教科用図書を採択した。	A
(7) 文化財の指定、保存、活用に関する こと	○特記事項なし	—

Ⅱ 教育施策の推進状況について

1 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

評価項目		点検・評価	自己評価
(1) 確かな学力を育み、個性や能力を伸ばす学校教育の充実に関すること	1 確かな学力向上のための取組の推進	○確かな学力向上の基盤となる、基礎・基本の確実な定着を図るために、学力向上につながる取組を行うことができた。 ①各学校における「学力向上プラン」の作成並びに実施及び検証を行うことができた。 ・ 全国学力・学習状況調査及び福岡県実態調査並びに CRT 検査・ハイパーQU の結果分析を的確に行い、学力向上プランの見直し及び改善を図ることができた。 ・ 夏季に全教職員を対象として、講師を招いて学力向上研修会を開催し、教職員の意識を高めることができた。 ・ 教育委員会による全校の学校訪問を行い、学力向上プランの実施状況を確認することができた。 ②児童生徒の実態を詳細に把握し、学力実態調査事業を実施することができた。 ・ 児童生徒のクラス内における、立ち居地を確認するなどの実態把握を行うために、CRT 検査とリンクさせたハイパーQU を行い、その結果分析をもとに、児童生徒に対する的確に指導することができた。 ③長期休業中の補充教室を実施したことにより、学力向上の取組を行うことができた。 ・ 夏季休業期間に、学力強化講座を三日間以上実施し、習熟度別学習により基礎学力の定着と活用力育成の取組を推進することができた。	A

評 価 項 目		点 検 ・ 評 価	自己評価
		④小中連携教育の推進を図る取組みを行うことができた。 ・ 中学校区での小中連携推進委員会を開催し、小学校と中学校の行事や授業の交流を実施し、連携の推進を図ることができた。 ・ 「未来を拓く築上町の教育ビジョン」「築上町小中一貫（連携）教育の推進について」のリーフレットを配布し推進を図ることができた。	A
	2 個性や能力を伸ばす教育の充実	○個に応じた指導のための指導方法や指導体制の工夫・改善を行うとともに、個々の能力を引き出すキャリア教育活動の推進を図ることができた。 ①少人数指導や習熟度別指導を推進することができた。 ・ 県費加配教員及び町雇用教員と担任による TT 指導を行い、個の能力を引き出し、児童生徒が自ら力をつけるために、個に応じたきめ細かな指導の推進が図られた。 ②情報機器を利用した ICT 教育を推進することができた。 ・ パソコンリースの更新に際し、従来のパソコン教室だけでなく普通教室においても ICT 教育が行えるために、電子黒板内臓プロゼクター、書画カメラ、タブレット等の配置を行った。さらに、平成 27 年度から使用する小学校教科用図書の教員用指導書をデジタル化した指導書導入を図り、児童たちに受け入れやすいビジュアル的な授業を図る ICT 教育の充実に努めることができた。	A
(2) 豊かな人間性や志をもってたくましく生きる力を養う教育の推進に関する事	1 道徳性を養う心の教育の充実	○他人を思いやる心、公共のためになることを大切にする心を身につけることができるよう、教育活動全体を通じて道徳性を養う教育を推進することができた。 ①基本的な生活習慣、規範意識等の重点化を図ることができた。 ・ 「家庭学習の手引き」に生活習慣及び規範意識向上の内容を盛り込んだパンフレットを保護者家庭に配布して、生活習慣及び規範意識の向上に努めた。	B

評 価 項 目		点 検 ・ 評 価	自己評価
		②「心のノート」の活用推進を図ることができた。 ・ 道徳教育用の教材である「心のノート」を活用して、道徳の時間をはじめ学校の教育活動全体を通じて、また家庭や地域においても活用できるよう学校に対して指導を行った。	B
	2 特別支援教育の改善・充実	○インクルーシブ教育システムの構築に向けて、障害のある児童生徒の教育ニーズに応じた適切な指導や必要な支援、特別支援教育の改善、充実を図ることができた。 ①特別支援学級設置校への教育環境の整備及び支援体制の充実を図ることができた。 ・ 教育環境整備については、前年度までに整備が完了し、支援体制については、今年度も引続き町費雇用の支援講師 7 名と介護員 5 名を採用して、支援体制の充実を図った。 ②小・中学校の特別支援学級及び通級指導教室における指導の充実が図られた。 ・ 支援学級及び通級指導教室について紹介した、「生きる力を育むために」のパンフレットを全保護者家庭に配布し、特別支援教育の正しい理解と適切な支援を得る取組みを行った。 ③特別支援教育推進のための研修及び相談事業の充実が図られた。 ・ 発達障害を含む全ての障害のある児童生徒に対する支援を、外部専門家による巡回相談で指導助言を受け、個々の支援を図ることができた。	B
	3 食育の推進	○生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送ることをめざし、児童生徒一人ひとりが正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけ、給食活動を通じて豊かな心を育成する食育の充実が図られた。 ①食に関する指導の充実が図られた。 ・ 各学校において、保健・給食、放送委員会が、毎日の給食時間に校内放	A

評 価 項 目		点 検 ・ 評 価	自己評価
		送をし、「食育月間」の趣旨やその日の給食メニューや築上産食材及びその栄養等について知らせ、「バランスのとれた食事」の大切さについて学習する場とすることができた。 ②自校炊飯による米飯給食完全週5日の実施が継続された。 ・ 米飯給食週5日は、平成19年度の八津田小学校から始まり毎年数校が順次開始して、最終年度の平成23年度に椎田中・築城中学校の実施をもって、町内小中学校全てが自校による米飯給食となることができた。 ③食育推進のための関係機関や地域ボランティアの積極的な活用が図られた。 ・ 各学校において取組む食育に関する事業は、町内関係団体代表で組織する築上町食育推進協議会と連携してきた。 ・ 本町独自のし尿を原料とした液状堆肥を使った自然生態系農業を、JA・生産者の協力のもと、田畑において行なう授業や液肥利用農家等関係者との交流給食を行うことで、子どもたちに安全・安心な農産物の大切さを実感させることができた。 ④「弁当の日」の取組みの推進が図られた。 ・ 弁当の日の取組みについては、各学校において決められたものを年2回程度行われた。内容は、弁当の日を定着させるために、町栄養師によるPTA総会での説明会及び要請学校への出前授業、あるいは小中学生に向けた調理実習などを実施し、子どもたちには食育の大切さを実感させることができた。	A
	4 いじめ・不登校問題等の解決に向けた体制の充実	○社会性や対人関係能力の育成を図るとともに、いじめ・不登校の未然防止や早期対応に向け、一人ひとりに応じたきめ細かな指導や相談の充実を図った。 ①学校・適応指導教室での指導の充実が図られた。	B

評 価 項 目		点 検 ・ 評 価	自己評価
		・ 適応指導教室（あおぞら教室）は、不登校及び不登校傾向の児童生徒の適応指導を行い、もって、学校生活及び社会生活への復帰を図ることを目的として設置されている。いわゆる、学校環境になじめない子どもたちと学校をつなぐ場とし、子どもたちの居場所作りに努め、教育関係者で構成する運営委員会の方針に基づき指導を行った。 指導員 2 名、在籍者 10 名 ②スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用の充実が図られた。 ・ スクールカウンセラー1 名、スクールソーシャルワーカー1 名で、児童生徒、保護者等に対してカウンセラー等の心の相談事業を行った。	B
	5 家庭・地域の教育力を高める支援体制の充実	○学校・関係機関・団体との連携強化し、家庭・地域の教育力を高める支援体制の充実を図ることができた。 ①「鍛えよう！ほめよう！学校の教育力向上プロジェクト」の推進を図ることができた。 ・ 学力の向上及び教職員の資質向上や保護者・地域住民・関係機関等に対する学校の説明責任を果たす目的で、3 校が教育研究指定事業の公開授業等を行った。 ②「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進が図られた。 ・ 町教育委員会が作成した「家庭学習の手引き」に、「学習時間のめやす」「学力アップは規則正しい生活から」「学習の大切なポイント」の実例を紹介して「早寝・早起き・朝ごはん」の提唱を図ることができた。 ③土曜授業の推進が図られた。 ・ 教育力を高める目的で、全校において土曜授業（年 1 ～2 回）を実施することができた。主な内容としては、小学校では「6 年生を送る会」、中	A

評 価 項 目		点 検 ・ 評 価	自己評価
		学校では、「文化発表会」等で、多くの地域の人たちや保護者に対し、学校教育への理解を得る場とすることができた。	A
	6 安全・安心な学校づくりの推進	○安全で快適な学校生活が送れるよう、施設の整備や地域並びに関係機関と連携した学校内外の安全体制の整備・充実を図ることができた。 ①施設の改造、改修等による計画的な整備が行われた。 ・老朽化した築城中学校を建替える計画において、築城中学校建替準備協議会を平成 27 年 2 月に立ち上げて、協議会の趣旨説明から始まり建築の基本的な考え方及びこの後のスケジュール等の説明を行い、建替計画が円滑に進められるよう取組んだ。委員 16 名、3 回開催 ・ 学校施設の改修等を行い教育環境の整備を図った。 椎田小学校校舎地震補強工事、下城井小学校屋外倉庫建替工事、西角田小学校外 3 校給水間切り回し工事、両中学校高圧気中開閉器取替工事など、 ・ 上記の学校施設整備工事を行うために、設計業務及び監理業務委託も行った。 ・ 学校の環境整備及び給食施設整備のため備品等を購入した。 葛城小学校スクールバス購入、各学校給食備品等の購入など ②通学の安全のための地域ボランティアの活用が図られた。 ・ 自治会長会などの会議において、地域の人たちが子どもの登下校時に合わせて散歩していただき、子どもの安全確保に協力していただくお願いをしてきた。 ③築上町奨学金制度を実施することができた。 ・ 有能な学生で経済的理由により就学困難な者に対して、学資の貸付をもって有為な人材を育成する目的で、町独自の奨学金制度を設けているが、今年度は 3 人（1,620 千円）の貸付を行った。	A

評 価 項 目		点 検 ・ 評 価	自己評価
		④児童生徒の就学援助制度を実施することができた。 ・ 私立幼稚園児の保護者が、経済的理由により入園料及び保育料の納入が困難と認められる者に対して、入園料及び保育料の一部を補助した。園児 106 人 ・ 児童生徒の保護者に対しては、日用品・校外活動・給食費・医療費等の必要な経費の援助を行った。(要保護児童生徒 77 人、準用保護児童生徒 215 人、特別支援教育就学奨励 4 人)	A
	7 地域に開かれた学校づくりの推進	○家庭や地域との連携・協力による学校づくりの推進が図られた。 ①学校評価システムを活用することができた。 ・ 学校関係者評価委員から評価された学校評価書をもとに、適切な学校運営の指導を行うことができた。 ②学校評議員等を活用した学校運営の推進が図られた。 ・ 活力ある教育活動の実施及び学校と家庭・地域社会との望ましい連携のあり方など、校長が行う運営等の教育活動に対して助言を受けるため、今年度も地元住民の方に学校評議員の委嘱状を交付している。学校評議員 41 名 ③学校施設の開放促進が図られた。 ・ 地域住民が行うスポーツ活動及び文化交流支援のために、学校施設の使用申し込みに対し、学校と地域住民との交流促進を目的とした学校施設の開放に努めた。	B
	8 健やかな心身を育む健康教育の充実	○薬物乱用等、健康に関する課題に対応した健康教育の充実に努めた。 ①薬物乱用防止教育についての研修の充実が図られた。 ・ 校長会において、福岡県薬物乱用防止講師団の川崎氏から薬物乱用防止教育の必要性などの説明を受け、併せて日本公衆電話会作成の小学生を対象とした社会の一員としてのルール・マナーを書いた「子ども手帳」	A

評 価 項 目		点 検 ・ 評 価	自己評価
		の贈呈も受けた。 ②アレルギー疾患への適切な対応策の実習が行われた。 ・ 学校給食における食物アレルギー症状に応じた適切な対応策として、小中教職員を対象として「緊急時におけるシュミレーションを取り入れたエビペン実習」を行い、参加者の共通認識を図ることができた。	A
(3) 生涯学習社会の実現をめざす社会教育の推進に関すること	1 社会教育の体制の充実	○生涯学習の定着及び振興が図られた。 ①築上町社会教育委員条例の規定に基づき、社会教育委員 8 人を委嘱した。 ・ 社会教育の推進に係る会議を開催し、町から社会教育事業の報告及び計画、並びに社会教育関係団体等への補助金交付状況を受け、今後の社会教育の推進への助言を受けた。 ②各社会教育関係団体に補助金の交付を行った。 ・ 社会教育活動を行う団体に対し活動補助金を交付することにより、継続的かつ、安定的な組織運営が図られた。	B
	2 青少年健全育成の充実	○町内各種団体と共同し、現代の青少年の取り巻く環境における問題点や課題点を把握し、次代を担う青少年の健全育成を目的に、様々な視点から青少年にアプローチする事業展開が図られた。 ①築上町青少年育成町民会議では、青少年健全育成を理念に定期的な会議や少年補導員と連携し、青少年の夜間における深夜徘徊や非行を未然に防止することを目的に、夜間巡回指導の定期的実施や、町内各種イベントでは豊前警察署と共に会場内での巡回を実施した。また、家庭教育の一環として保護者を対象に「子育て講演会」を開催し、子どもへの理解や子育てへの支援を図ることができた。 ②築上町子ども会育成連絡協議会では、年間を通じ様々な事業を展開し青少年の健全育成に大きく貢献できた。	B

評 価 項 目		点 検 ・ 評 価	自己評価
		③築上町ジュニアリーダークラブでは、主に子ども会を卒業した中学生、高校生が自主的に加入し、町子ども会への事業支援や児童館祭り等に参加した。主体的にクラブ運営を行うことで目標設定や責任感、協調性等の重要性を学ぶことができた。 ④築上町通学合宿実行委員会では、小学5・6年生を対象に6泊7日の日程で、子どもたちが家庭から離れ生活することで自主性・協調性・生きる力を養うことができた。 築城・下城井・上城井校区…ソピア 椎田校区…中央公民館 葛城校区…岩丸生涯学習センター 西角田・小原校区…福間学習等供用施設	B
	3 芸術・文化事業の充実	○芸術・文化事業を開催したことにより、広く町民に芸術・文化の素晴らしさを体験する機会を提供することができた。 ①築上町文化会館（コマーレ）にて芸術公演事業「オクーンアンサンブルクラシックコンサート」を開催し、一流の音楽を直接聴くことで芸術分野の素晴らしさを体験できる場となることができた。 ②日常的に芸術・文化活動を行っている個人・団体に対し、日頃の成果を発表する場を提供する「町民主催事業」を実施することで、広く芸術・文化活動を支援することができた。	A
	4 社会教育施設の整備	○生涯学習の拠点であり、自治会にて管理運営する町内社会教育施設（学習等供用施設・集会所）の改修を行うことで、施設利用者の利便性の向上を図ることができた。 ①国庫補助金（防衛施設周辺民生安定事業）を活用し、学習等供用施設に自然エネルギーである太陽光パネルの設置を行った。 ・宇留津、今津、東八田、安武学習等供用施設に設置	A

評 価 項 目		点 検 ・ 評 価	自己評価
		②自治会が築上町学習等供用施設補助金及び集会所補助金を活用し、施設の改修を行い継続的な管理を図ることができた。 ・学習等供用施設 3 施設 ・集会所 3 施設 ③町単独事業にて老朽化が著しい学習等供用施設の改修工事を行い、今後長期に渡り施設の維持ができることとなった。 ・南別府学習等供用施設 外 1	A
	5 図書館の充実と読書習慣の定着	○図書館サービスの向上に努めた。 ①利用者ニーズの把握に努め、求める資料の提供を行った。 ・利用者ニーズに対応し、リクエスト購入 113 件、県内図書館からの借受 114 件を行い、利用者の求める資料の提供を行った。 ②図書館業務システムのハードの更新を行った。 ・導入後 5 年を経過し、経年劣化によるシステムダウンなどが懸念された図書館業務システムのハード（サーバー・端末 PC など）の更新を行い、貸出・返却・検索・レファレンス・OPAC 検索（インターネット蔵書検索）・県内図書館相互貸借などの業務パフォーマンスの継続的維持が可能となった。 ③図書館業務員への司書資格所持者の配置を行った。 ・図書館業務員について、一般公募により司書資格保有者 2 名の配置を行い、窓口業務全般（貸出・返却・検索・レファレンス・蔵書管理など）の業務スキルがアップし、利用者サービスの向上に寄与した。 ○読書習慣の定着に向けた取組を行った。 ①ブックスタート事業の継続的实施を行い、読書習慣の定着に向けての啓発活動を実施した。 ・ブックスタートボランティアの協力の下、毎月 1 回の 4 ヶ月児健診時に、保護者や 4 ヶ月児を対象にブックスタート事業を実施し、家庭での読み	B

評 価 項 目		点 検 ・ 評 価	自己評価
		聞かせの大切さやその仕方、絵本や子育て支援事業の紹介、絵本のプレゼントなどを行い、乳児期からの読書習慣定着に向けての啓発活動を行った。 ②小・中規模小学校6校へ読書活動支援の学級文庫の特別貸出を行った。 ・ 比較的に学校図書館の蔵書数が少ない小・中規模小学校（八津田、葛城、小原、西角田、下城井、上城井）の各小学校へ毎学期 250 冊（上城井は 100 冊）の特別貸出（選書・配布・回収・返却・貸出作業は図書館、学級内配本・管理は学校）を行い、年間 4,050 冊の本を提供した。これにより、学級内での読書活動が活性化され、児童の本に触れ合う機会が増えたと思われる。 ③子ども読書推進計画の策定 ・ 子どもたちの「活字離れ・言葉の乱れ」を克服するために計画書を策定し、子どもたちが自主的に読書活動を行い、自由で楽しい読書の推進方針を確立することができた。	B
	6 公民館活動の充実	○町民大学各種講座 16 講座を中央公民館・ソピアで開設することにより町民の身近な学習の場の提供で人と人の交流を推進し、生きがいを推進することができた。また、町民文化祭の開催により、多くの町民が文化活動の発表の場、並びに人づくりの拠点として、さらなる充実を図ることができた。	B
(4) 特色ある町民文化の創造に関すること	1 文化財保護の充実	①埋蔵文化財調査事業の推進により、文化財への理解醸成が図られた。 ・ 町内の各種開発に伴う試掘確認調査の円滑な実施に努めた。 ・ 東九州自動車道関連の発掘調査報告書『安武・深田B遺跡Ⅰ』の刊行。 ②船迫窯跡保存整備事業（国庫補助事業）の実施により、史跡公園の有効活用が益々図られるようになった。 ・ H22 年度からの継続事業で、平成 26 年度は堂がえり 2 号窯跡覆屋屋根改	A

評 価 項 目		点 検 ・ 評 価	自己評価
		修工事と支障木伐採を行った。 ③本庄の大楠保存整備事業（国庫補助事業）の実施により、町民による町のシンボルツリーへの愛着と理解が益々深まった。 ・ H21 年度からの継続事業で、平成 26 年度は支柱塗装、支障木の剪定・伐採、消毒、説明看板等の新調を行った。	A
	2 文化財普及活動の充実	旧藏内氏庭園が国名勝に指定されたことにより、全国的に注目度が増した。また文化財活用と保護の両立が的確に実施できた。 ・ 旧藏内邸における文化庁名勝委員会現地研修の開催により、旧藏内邸の歴史的・景観的重要性が再確認された。 ・ 旧藏内邸に現存する最古級の金唐革紙を活用する取組み（企画展示・ワークショップの開催）が図られた。 ②各民俗芸能団体等の伝承活動の支援を行った。 ・ 県指定 3 件、町指定 8 件を含む 13 団体に対して運営に係る補助金を交付すると同時に、必要に応じて適切な指導・助言等を行った。 ③国史跡船迫窯跡公園における各種体験学習・特別展示等を実施した。 ④歴史民俗資料館における小学校等の見学会を実施した。 ⑤福岡県市町村文化財保存整備協議会総会・研修会の本町開催を実現した。 ・ 文化庁及び県内の文化財関係者、首長の集まる本会の開催により、本町の積極的な文化財の魅力発信を行うことができた。 ⑥宇都宮氏に係る歴史・関連史跡啓発の取組みを行った。 ・ NHK大河ドラマ「軍師官兵衛」の放映にあわせ、特別展示・講座・現地研修会等を開催し、本町のPR及び文化財の普及・啓発に努めた。 ⑦文化財を愛する心を育むため、町民による文化財清掃ボランティア活動を実施した。	A

評 価 項 目		点 検 ・ 評 価	自己評価
(5) いきいきとしたスポーツクラブの創造に関すること	1 生涯スポーツの振興	○生涯スポーツの事業展開を図ることができた。 ①築上町スポーツ推進委員規則の規定に基づき、スポーツ推進委員17人を委嘱した。 ・スポーツ推進委員会を定期開催し、生涯スポーツの事業展開等を計画することができた。 ・スポーツ推進委員は体力測定判定員の資格を有しており、小学校にて実施される体力測定の測定支援を、築城・下城井・椎田小学校の3校にて実施し、小学校との連携強化や的確な測定を実施することができた。 ・各種団体からニュースポーツ指導要請を受け、複数のニュースポーツを提供、指導したことにより、スポーツ実施へのきっかけを図ることができた。	B
	2 各種スポーツ・大会等の取組み	○スポーツの体験・実践の場の環境整備を図ることができた。 ①トップアスリートから直接指導を受ける少年スポーツ教室（ギラヴァンツ北九州サッカー教室）を開催したことにより、子どもたちへ夢を与える場や未経験者がスポーツを行うきっかけの場となった。 ②ライフステージに応じた教室・大会を開催したことにより、継続的なスポーツ実施へのきっかけづくりの場の提供ができた。 ・マリンスポーツ体験教室・海洋クラブ・水泳教室・親子水泳教室・スポーツフェスティバル（グラウンドゴルフ大会・パークゴルフ大会・競争遊戯）・少年スポーツ教室 等	A
	3 スポーツ施設の整備	○スポーツ施設の改修を行うことで、施設利用者への安全性の確保及び利便性の向上を図ることができた。 ①築城体育館では老朽化が原因による雨漏り改修工事を実施したことで、施設利用者への安全性の確保ができたと共に、改修により長期的な維持が可能となった。	B

評 価 項 目		点 検 ・ 評 価	自己評価
	4 スポーツ団体の育成	○スポーツ活動実施団体に、活動共同取組や活動補助金を交付することで、継続的なスポーツ実施への支援を図ることができた。 ①総合型地域スポーツクラブ「NPO」しいだコミュニティ倶楽部」事業への共同開催や活動支援を行った。この活動が評価され、福岡県スポーツ功労表彰を受けることができた。 ②各種スポーツ団体への活動補助金支援 ・築上町少年スポーツ振興協議会 ・築上町武道連盟 ・築上町体育協会 ・築上町ゲートボール協会 ・アグリロードレース実行委員会	A
(6) 人権尊重精神を育成する教育の推進に関すること	1 人権・同和教育の充実	○人権・同和教育への啓発及び支援を図ることができた。 ①同和問題啓発強調月間・人権週間での取組を人権課と共に行い、広く町民に啓発活動を実施することができた。 ②築上町人権「同和」教育研究会に運営補助金を交付することにより、人権・同和教育啓発活動等への支援を行うことができた。	B